期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和4年9月16日

岩手県人事委員会

委員長 渡 辺 正 和

岩手県人事委員会規則第11号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和39年岩手県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

MINITURE SIZE 1 TICKLY SYLES, (PERHOUT AT 1 MINITURE) TO THE CONTROL OF THE CONTR	
改正前	改正後
(期末手当に係る在職期間)	(期末手当に係る在職期間)

第6条 [略]

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する

(1) • (2) [略]

(3) 育児休業法第2条の規定に基づき育児休業をしている 職員(当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上 あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1箇月以下である職員を除く。)、公益的法人等派遣職員のうち育児介護休業法第2条第1号に規定する育児休業をしている 職員(当該育児休業をしている期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1箇月以下である職員を除く。)及び第2条第9号から第11号までに 掲げる職員として在職した期間については、その2分の1の期間

第6条 [略]

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する

(1)・(2) [略]

(3) <u>次</u>に掲げる職員として在職した期間については、その 2分の1の期間

- ア 育児休業法第2条の規定に基づき育児休業(次に掲げる育児休業を除く。) をしている職員
 - (ア) 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生 の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内に ある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を 合算した期間)が1箇月以下であるもの
 - (イ) 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1箇月以下であるもの
- イ 公益的法人等派遣職員のうち育児介護休業法第2条第 1号に規定する育児休業(次に掲げる育児休業を除く。)をしている職員
 - (ア) 当該育児休業をしている期間の全部が育児介護休 業法第9条の2第1項に規定する出生時育児休業(以

(4)~(6) [略]

(勤勉手当に係る勤務期間)

第12条 [略]

- 2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する
 - (1) [略]
 - (2) 育児休業法第2条の規定に基づき育児休業をしている 職員(当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上 あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1箇月以下である職員を除く。)、公益的法人等派遣職員のうち育児介護休業法第2条第1号に規定する育児休業をしている職員(当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上 あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1箇月以下である職員を除く。)及び第2条第9号から第11号までに掲げる職員として在職した期間

(3)~(12) [略]

3 「略]

下「出生時育児休業」という。)をすることができる 期間内にある育児休業であって、当該育児休業をして いる期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの 期間を合算した期間)が1箇月以下であるもの

(イ) 当該育児休業をしている期間の全部が出生時育児 休業をすることができる期間内にある育児休業以外の 育児休業であって、当該育児休業をしている期間(当 該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算し た期間)が1箇月以下であるもの

ウ 第2条第9号から第11号までに掲げる職員

 $(4)\sim(6)$ [略]

(勤勉手当に係る勤務期間)

第12条 [略]

- 2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する
 - (1) [略]
 - (2) <u>第6条第2項第3号アからウまで</u>に掲げる職員として 在職した期間

(3)~(12) 「略]

3 「略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。